

魚津市告示第 号

魚津市夫婦応援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和5年4月1日

魚津市長 村椿 晃

魚津市夫婦応援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、魚津市補助金等交付規則（平成2年魚津市規則第6号。以下「規則」という。）第21条の規定に基づき、魚津市夫婦応援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「団体」とは、自治会、地域活動団体及び地域振興会並びに魚津市内で社会貢献的活動を行っているボランティア団体、NPO法人、企業等であって、魚津市内に本拠を置くものをいう。

(補助金の交付)

第3条 市長は、子育て中の世帯及びこれから子育てをする世帯を支援するため、夫婦を応援するイベント等を実施する事業（以下「夫婦応援事業」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(夫婦応援事業)

第4条 夫婦応援事業は、自立性が期待できる公益的並びに社会貢献的な事業であって、託児スペースの設置、託児スタッフの配置等、夫婦の時間を確保できる取組を含む事業とする。

(実施期間)

第5条 夫婦応援事業は、各年度内に行う事業を対象とする。

(補助対象経費)

第6条 補助の対象となる経費は、別表に定めるとおりとする。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費の合計額とし、80,000円を上限とする。

(補助対象者)

第8条 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件をすべて満たす団体とする。

- (1) 3人以上の構成員で組織されており、かつ、その過半数が魚津市に住民登録されている者であること。
- (2) 組織の運営に関する定款、規約、会則等の定めを有する団体であること。
- (3) 予算及び決算を適正に行っていること。
- (4) 1年以上継続して活動している団体であること。
- (5) 宗教活動、政治活動等を目的とした団体でないこと。
- (6) 特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦、支持若しくは反対することを目的とした団体でないこと。
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年経過しない者の統制の下にある団体でないこと。
- (8) 規則附則第2項に規定する市税等を滞納していないこと。

（提案の手続き）

第9条 夫婦応援事業の提案を行う団体は、魚津市夫婦応援事業提案書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付し、指定された期日までに市長に提出するものとする。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 事業収支予算書（様式第3号）
- (3) 提案団体概要調書（様式第4号）
- (4) 団体目的等についての誓約書（様式第5号）

（調査、審査及び選考）

第10条 市長は、前条の規定により提案のあった夫婦応援事業について、提案関係書類を調査・審査し、採択する候補を選定するものとする。

（夫婦応援事業の選考基準）

第11条 提案のあった夫婦応援事業の選考基準は、次のとおりとする。

- (1) 応募資格の要件を満たしていること。
- (2) 法令等に違反していないこと。
- (3) 提案内容が陳情、要望又は財政的援助を主な目的としていないこと。
- (4) 国、県又は市の補助又は委託の対象となっていないこと。
- (5) 特定の団体の運営を主な内容とした事業でないこと。
- (6) 事業実施を伴わない調査又は研究事業でないこと。
- (7) 公益的及び社会貢献的な事業であって、地域課題の解決及び市民

サービスの実現が期待できること。

(8) 実施体制が十分で事業を確実に実施できること。

(9) 経費の積算等が適正であること。

(決定及び通知)

第12条 市長は、候補に選定された夫婦応援事業の採択の可否を決定し、その結果を団体に魚津市夫婦応援事業選考結果通知書（様式第6号）により通知するものとする。

(補助金交付申請)

第13条 採択された事業を実施する団体（以下「事業実施団体」という。）は、魚津市夫婦応援事業補助金交付申請書（様式第7号）により補助金の交付申請を行うものとする。

(交付決定等)

第14条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、魚津市夫婦応援事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第8号）により、事業実施団体に通知するものとする。

3 市長は、前項に規定する通知の後、事業実施団体から提出される魚津市夫婦応援事業補助金概算払請求書（様式第9号）に基づき、助成金を交付するものとする。

4 事業実施団体は、補助事業の完了後速やかに補助金の精算をしなければならない。

(実績報告)

第15条 事業実施団体は、補助事業が完了したときは、完了の日から起算して1月を経過した日又は補助事業等の完了の日の属する年の会計年度の末日のいずれか早い日までに、魚津市夫婦応援事業補助金実績報告書（様式第10号）に次に掲げる書類を添付し、指定された期日までに市長に提出するものとする。

(1) 事業報告書（様式第11号）

(2) 事業収支決算書（様式第12号）

(額の確定)

第16条 市長は、前条の規定による実績報告を受理したときは、事業の成果が交付決定内容に適合しているか審査し、適合すると認めるときは、補助金額を確定し、魚津市夫婦応援事業補助金額確定通知書（様式第13号）により、補助事業者に通知するものとする。

(事業概要の公表)

第17条 市長は、第12条の規定により採択された夫婦応援事業について、当該事業の概要を公表するものとする。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

## 別表（第6条関係）

項目	内容
賃金	事業実施のために必要な人件費（実施団体の構成員の人件費を除き、補助額の2分の1を上限とする。）
報償費	外部講師等への謝金
旅費	講師等の旅費、会議又は打合せのための交通費等
消耗品費	資料、事務用品等の購入費
燃料費	事業実施のために必要な車両のガソリン代等
食糧費	外部講師等の茶菓子代等
印刷製本費	チラシ作成費等広報宣伝用の印刷製本費
通信運搬費	通信費、郵送料、宅配等の運搬用経費（通信費については、明らかに当該事業に係る経費と認められるものに限る。）
保険料	ボランティア保険、行事保険料等
手数料	事業実施のために実施団体が負担する手数料
使用料及び賃貸料	イベント会場使用料（団体事務所の賃借料を除く。）及び車両等の借上料
原材料費	事業に直接使用する原材料

様式第1号（第9条関係）

年 月 日

年度 魚津市夫婦応援事業提案書

魚津市長

あて

団体所在地

団体名

代表者名

（担当者氏名）

（電話）

年度魚津市夫婦応援事業について、下記のとおり関係書類を添えて応募します。

#### 記

1 夫婦応援事業の名称

【 】

2 添付書類

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 事業収支予算書（様式第3号）
- (3) 提案団体概要調書（様式第4号）
- (4) 団体目的等についての誓約書（様式第5号）

備考

- (1) 提案書及び添付書類等は、全てA4サイズ片面としてください。
- (2) 各記入欄の大きさの変更は、可能です。
- (3) 添付書類で提出できないものがある場合は、それに代わるものを添付してください。

様式第2号（第9条関係）

事業計画書

事業の名称		
事業の目的		
事業の内容	対象	(どこで、だれに等)
	託児の取組み内容	(託児スタッフ、託児スペース等)
	手法	(いつ、どのように、何を等)
	目標	(目的とする結果、数値基準等)

事業スケジュール	(準備期間、本実施期間、事業の評価等のスケジュール)		
	月	内 容	詳 細
今後の展開	(事業終了後の事業展開)		



様式第3号（第9条関係）

事業収支予算書

【収入の部】

（単位：円）

区 分	予 算 額	内 訳
合 計		

【支出の部】

（単位：円）

区 分	予 算 額	内 訳
（補助対象外経費）		
合 計		
補助対象経費		

備考

- 1 収入が補助金のみの場合は、対象事業となりませんのでご注意ください。
- 2 当該事業期間中に購入等がなされ、かつ、経費支出がなされるものに限ります。
- 3 賃金は、事業実施のために必要な人件費のみが対象であり、実施団体の構成員の人件費は対象となりません。また、補助額の2分の1を上限とします。
- 4 収入合計及び支出合計は、同額となるようにしてください。

様式第4号（第9条関係）

提案団体概要調書

1 団体の名称及び設立時期

名 称 【

設立年月 【 年 月 日 】

2 所在地

〒

3 連絡先（上記以外にある場合）

4 代表者名

5 事業担当責任者

氏名

TEL

fax

email

6 団体の目的と活動概要

7 これまでの主な活動実績（これまでに市や他の団体から助成及び委託を受けた場合等も記入）

8 構成員名簿（当該事業の運営に参加される方のみ記入）

No.	氏名	住所	備考（役職など）
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			

備考 人数が多い場合は、別紙として添付してください。

年 月 日

団体目的等についての誓約書

団体名

代表者氏名

本団体は、下記のすべての事項に該当することを誓約します。

記

- 1 宗教活動、政治活動等を目的とした団体でないこと。
- 2 特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦、支持若しくは反対することを目的とした団体でないこと。
- 3 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年経過しない者の統制の下にある団体でないこと。

様式第6号（第12条関係）

魚津市指令 第 号

所在地  
団体名  
代表者氏名

年度 魚津市夫婦応援事業選考結果通知書

年 月 日 付けで応募のあった魚津市夫婦応援事業について、次のとおり決定したので通知します。

年 月 日

魚津市長



記

1 夫婦応援事業の名称

2 選考結果 採用 ・ 不採用

3 理由

様式第7号（第13条関係）

年 月 日

魚津市長 あて

団体所在地  
団体名  
代表者名  
(担当者氏名)  
(電話)

年度 魚津市夫婦応援事業補助金交付申請書

年度において魚津市夫婦応援事業を実施したいので、魚津市夫婦応援事業補助金 金 円を交付されるよう魚津市夫婦応援事業補助金交付要綱第13条の規定により申請します。なお、市税等納付状況の確認に同意します。

様式第8号（第14条関係）

魚津市指令 第 号

所在地  
団体名  
代表者氏名

年度 魚津市夫婦応援事業補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付で申請のありました魚津市夫婦応援事業補助金については、魚津市夫婦応援事業補助金交付要綱第14条の規定により、次のとおり交付を決定したので通知します。

1 交付の可否

交付します。

交付しません。  
(交付しない理由)

2 交付決定額

金 円

年 月 日

魚津市長



様式第9号（第14条関係）

年 月 日

魚津市長 あて

請求者  
所在地  
団体名  
代表者氏名 印

魚津市夫婦応援事業補助金概算払請求書

年 月 日付け魚津指令第 号で交付決定を受けた魚津市夫婦応援事業補助金として下記金額を請求します。

なお、助成金は次の口座に振込願います。

記

請求金額 \_\_\_\_\_ 円

取扱金融機関名	銀行 金庫 農協				本店 支店 支所			
	金融機関コード <sup>※</sup>				店舗コード <sup>※</sup>			
口座名義人 (預金者名)	フリガナ							
	氏名							
種別	1 普通 2 当座 3 その他 ( )	口座番号						

※請求者名義の口座を記入してください。

様式第10号（第15条関係）

年 月 日

魚津市長 あて

所在地  
団体名  
代表者名  
(担当者氏名)  
(電話)

年度 魚津市夫婦応援事業補助金実績報告書

年 月 日付け魚津市指令 第 号で魚津市夫婦応援事業補助金の交付の決定の通知があった魚津市夫婦応援事業補助金について、魚津市夫婦応援事業補助金交付要綱第14条の規定により、その実績について次の関係書類を添えて報告します。

関係書類

- 1 事業報告書（様式第11号）
- 2 事業収支決算書（様式第12号）



様式第11号（第15条関係）

事業報告書

事業の名称	
事業実施期間	年 月 日 ~ 年 月 日
事業の内容	
託児について	(託児に関する取組み内容)
	(利用者の意見)
事業の成果と今後の展開	(どのような成果があったか。また、今後事業をどのように展開していくのか。)

備考 事業の実施状況が分かる写真、チラシ等を添付してください。

様式第12号（第15条関係）

事業収支決算書

【収入の部】

（単位：円）

区 分	予 算 額	決 算 額	内 訳
合 計			

【支出の部】

（単位：円）

区 分	予 算 額	決 算 額	内 訳
(補助対象外経費)			
合 計			
補助対象経費			

備考 支出の内訳が分かる領収書等の写しを添付してください。

様式第13号（第16条関係）

魚津市指令 第 号

所在地  
団体名  
代表者氏名

年度 魚津市夫婦応援事業補助金額確定通知書

年 月 日付け魚津市指令 第 号で交付の決定を行った魚津市夫婦応援事業補助金については、魚津市夫婦応援事業補助金交付要綱第16条の規定により、下記のとおり確定しましたので通知します。

記

補助金交付確定額 金 円

年 月 日

魚津市長

